

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定

都市計画日本橋一丁目1・2番地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名 称		日本橋一丁目1・2番地区第一種市街地再開発事業				
施 行 区 域 面 積		約 0.8ha				
公共施設の配置 及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		自動車専用道路	都市高速道路第4号線分岐線	別に都市計画において定めるとおり		
		幹線街路	放射第28号線	別に都市計画において定めるとおり		
		区画街路	特別区道中日第13号線	幅員 5.5m～13.5m〔11m～27m〕、延長約 50m		既設（一部再整備）
			特別区道中日第272号線	幅員 18m〔18m〕、延長約 110m		既設（再整備）
			特別区道中日第277号線	幅員 3m〔6m〕、延長約 80m		既設（再整備）
	その他の施設に関する都市計画	都市高速鉄道	都市高速鉄道第3号線	別に都市計画において定めるとおり		建築敷地と重複する区域において立体的な範囲を設定
建築物の整備	街 区 番 号	建 築 面 積	延べ面積〔容積対象面積〕	主 要 用 途	高 さ の 限 度	備 考
	A	約 3,300 m ²	約 85,300 m ² 〔約 67,200 m ² 〕	店舗、事務所、集会場、駐車場等	高層部 145m 低層部 31m	・高さの基準点は A街区 T.P.+4.2m、 B街区 T.P.+3.7m、 C街区及びD街区 T.P.+4.4mとする。 ・立体道路制度を活用し建築物等の整備を行う。
	B	約 110 m ²	約 710 m ² 〔約 710 m ² 〕	店舗、事務所等	31m	
	C	約 340 m ²	約 1,490 m ² 〔約 1,490 m ² 〕	店舗、事務所等	20m	
	D	約 40 m ²	約 40 m ² 〔約 40 m ² 〕	店舗等	20m	

建築敷地の整備	街 区 番 号	建 築 敷 地 面 積	整 備 計 画
	A	約 3,590 m ²	・地上部は、東西方向の歩行者通路や特別区道中日第 13 号線沿いの歩道状空地の整備等により、地域の回遊性の向上を図る。 ・地下部は、地下鉄駅等と接続する歩行者通路を設け、日本橋川沿い周辺の地上に至る歩行者ネットワークを整備する。 ・日本橋川交流拠点の形成に向けて、日本橋川沿いに親水性の高い歩行者空間等を整備する。
	B	約 130 m ²	
	C	約 380 m ²	
	D	約 180 m ²	
参 考		地区計画区域内及び都市再生特別地区内にあり。	

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置及び建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり。」

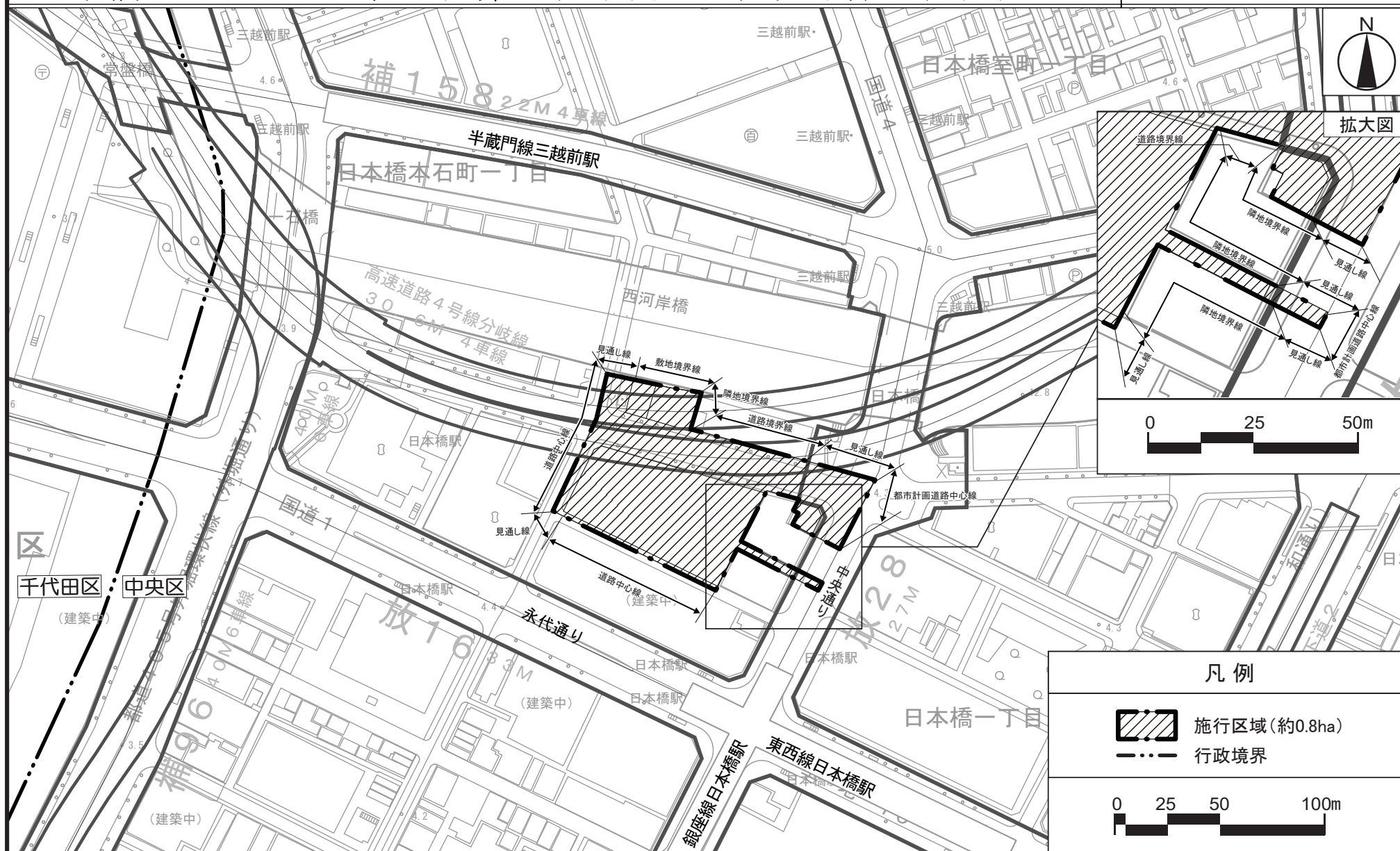
理 由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るとともに、首都高速道路の地下化の実現に向けた協力を行い、あわせて、日本橋地域の魅力である歴史・文化を国内外に発信する文化交流施設の整備や高規格な業務・商業機能等の一体整備による複合機能集積地の形成、日本橋川沿いの連続的な水辺空間や歩行者基盤の整備等を通じて国際競争力の強化を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業

(施行区域図)

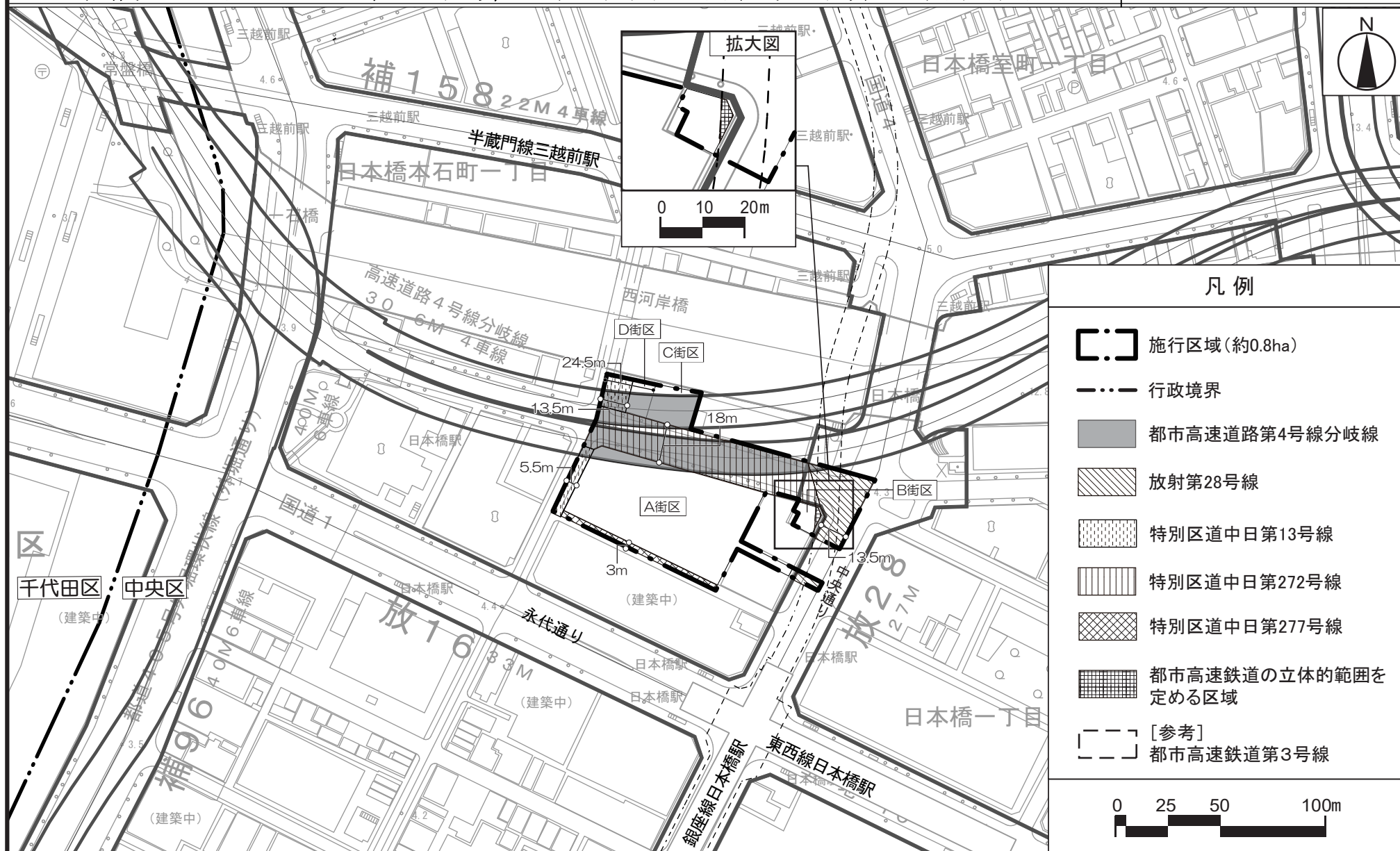
日本橋一丁目1・2番地区第一種市街地再開発事業

計画図1



東京都市計画第一種市街地再開発事業（公共施設の配置及び街区の配置図）

日本橋一丁目1・2番地区第一種市街地再開発事業 計画図2



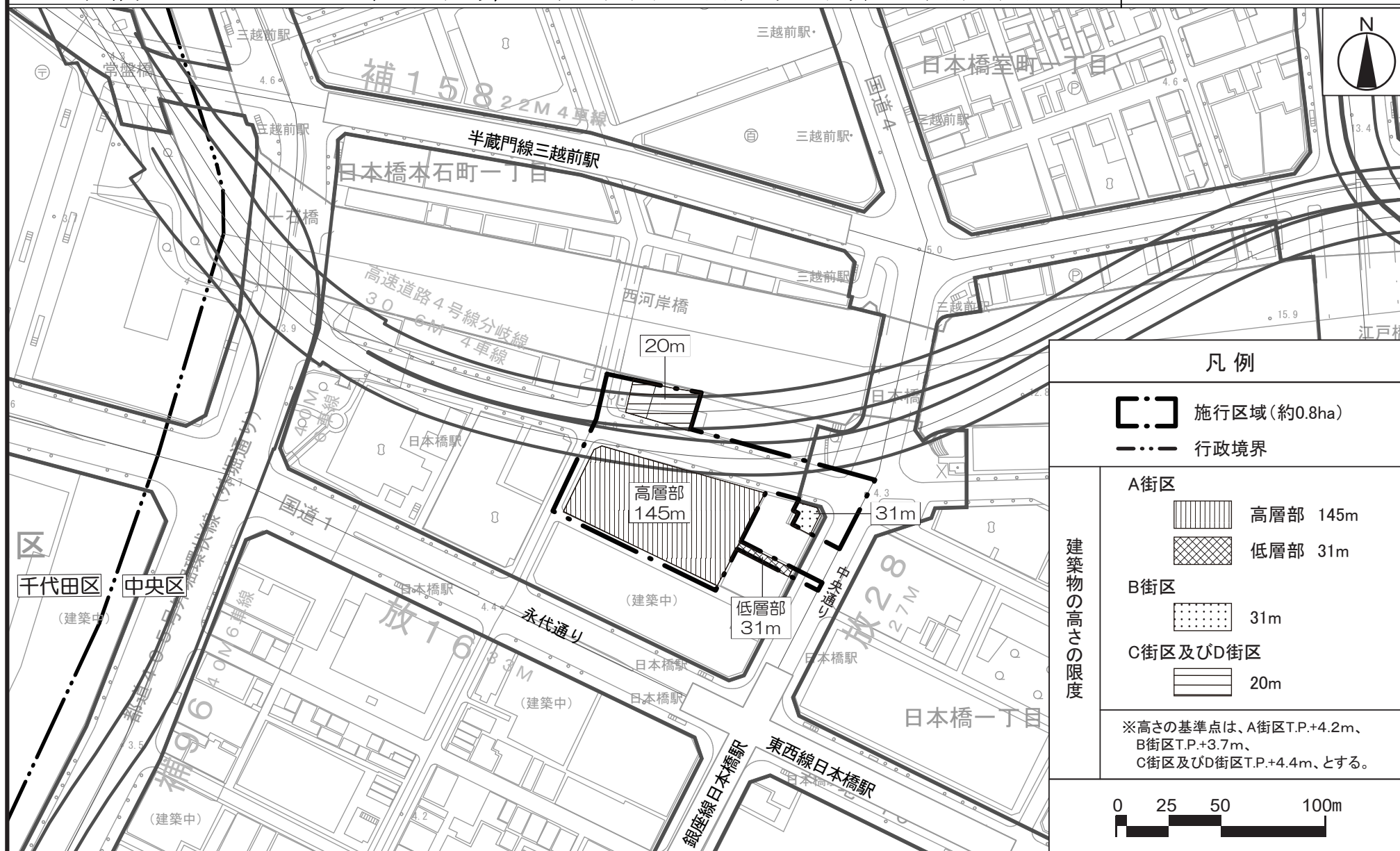
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 2都市基交著第104号・2都市基交測第51号

(承認番号) 3都市基街都90号、令和3年6月15日
 (承認番号) 3都市基交都22号、令和3年6月17日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

(建築物の高さの限度)

日本橋一丁目1・2番地区第一種市街地再開発事業 計画図3



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 2都市基交著第104号・2都市基交測第51号

(承認番号) 3都市基街都90号、令和3年6月15日
 (承認番号) 3都市基交都22号、令和3年6月17日